



情報通

2004. November 11月号
発行日：平成16年11月1日
発行：東京税理士会
情報システム委員会
題字：金井塚 清 (豊島)

税理士情報フォーラム'04冬開催決定!!

デジタル化、かけ声かけて鍵かけて。おーいっ出番ですよ、先生-電子申告

電子申告・・・いよいよあなたの出番です。今年の6月より全国で実施された電子申告ですが、これまで法人を中心としたe-Taxの利用については、関与先の準備等の問題もあり十分な広がりが見られませんでした。しかし、今度は、税理士としてあなた自身の確定申告の問題です。まずトライしましょう。そのための準備として、今回のフォーラムはe-Taxの情報盛り沢山!多くの会員のご来場をお待ちしております。

開催日
平成16年
12月17日 金
税理士会館4階会議室

----- **午前の部** -----
e-Tax攻略ビデオ／近道決定版 (e-Taxの説明会) これで安心、満足、大丈夫

----- **午後の部** -----
第一部:会員サービスもデジタルで
電子申告時代における参加型会員サービスの提案
第二部:あなたもわたしもデジタル事務所
電子申告がサッと出来る事務所を目指して
※イベントの内容、時間等詳細については、会報12月号「情報通」紙面でご案内いたします。

～電子申告・納税等開始(変更等)届出書に関するご案内～

上記フォーラム開催当日に、税理士会館で電子申告・納税等開始(変更等)届出書を受け付ける予定です。まだ提出されていない方は、是非この機会をご利用下さい(※もちろん、本フォーラム当日を待たなくても、所轄税務署で受け付けておりますので、各税務署にお問い合わせ下さい)。提出する際には書類のいずれかを添付又は提示していただきます。

【個人の場合】

①住民票の写し、②印鑑登録証明書、③健康保険証、国民年金手帳もしくは運転免許証又はこれらの写し④上記①～③のほか、官公署から発行又は発給されたもので、氏名及び住所地が確認できるもの

【法人の場合】

①登記している法人(支店等及び外国法人を含みます)
当該法人の登記簿謄本等(登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は抄本(履歴事項一部証明書)をいいます)又は支店等の場合には、

本店の登記簿謄本等。

②上記①以外の法人

当該法人の定款、寄付行為、規則又は規約等の写しで、名称、所在地及び代表者氏名が記載されているもの並びに代表者の住民票の写し
※「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」は各税務署、もしくは国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/denshi/annai/001.htm>)からダウンロードで入手できます。なお、記載方法の詳細については、同届出書裏面を参照するか、国税庁ヘルプデスク(TEL0570-015901)へお問い合わせ下さい。

※当日提出会場に「電子申告・納税等開始(変更等)届出書(個人用及び法人用)」をそれぞれ備えますので、当日その場で記載し、提出される場合は『印鑑』をお忘れなくご持参下さい。

電子署名をさりげなく・・・ もはやインフラ、電子のハンコ

「電子証明書」・「電子認証」・「電子署名」・・・これらの言葉は、本紙のみならず私たちのこれまでの活動の中で何回も出てきました。電話・FAXが現在の社会活動にとって当たり前の存在であるように、電子署名なども「あって当然」の世の中になっていく・・・と私たちは考えています。目下のところは電子認証あるいはPKIという言葉自体が注目され、また議論されることが多いのですが、電子認証基盤は、「あって当然」の社会インフラとして私たちが意識しなくなるような姿を目指すべきだろうと思います。ちょうど電話・FAXを今私たちが取り立てて議論しないのと同じように・・・そこで、今回の「情報通」では、電子署名について肩肘張らずにこんな風に考えたらどうか、と改めて問い直してみました。

1. ハンコ感覚で電子署名を

書類を作成する場合、ワープロなどを使用することはもはや当たり前です。ワープロで入力した段階で情報は電子化されているわけですが、最終段階で捺印のために電子化(デジタル化)された情報をプリンターによって紙に印刷(アナログ化)しているのが現状です。これは、電子情報の特性として、本当に原本であるのか、誰が責任を持っているのか、を限定できないために仕方なく行われていることです。原本性や責任を法的に裏付けられた状態で、電子化された情報をそのままや

りとりすることを可能にするのが電子署名です。

電子署名を特別なことと考える必要はありません。基礎となる技術論や法律論はPKIに携わる専門家とシステムを構築するプロ集団が確実に担保すれば良い話であって、一般に利用する人達には必要のないものです。テレビが映る仕組みを知らなくてもテレビは見られます。インターネットの仕組みを知らなくてもみんな快適にインターネットを利用して使っています。電子署名がどのような仕組みで動いているかは意識する必要はないはずです。利用者にとっては「現在、使っている印鑑やサインと同じですよ」「法律で認められている安全な手法ですよ」ととらえるだけで十分利用が可能のはずです。

2. 電子署名の利用分野

「電子署名は印鑑にかわるものです」と言いましたが、決して印鑑そのものを否定するものではありません。どんなに進歩しようが「紙」媒体は残るべきですし、印鑑の必要性も当然認められるべきです。今はその議論よりも、事実として「現在は電子署名を利用していない企業や個人がほとんどである」という状況の方が重要な問題なのです。普及においては、具体的な利用方法を示すことによって実際に利用してもらうことが最も有効な手段です。

(a) 責任の明確化として利用

会社内や家庭内では現状でもかなりの頻度で印鑑が使用されています。

(右頁に続く)

e-Tax事前準備ホームページ <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/zif/>

※なお、本ホームページは11月初旬頃には開設する予定です。万が一、コンテンツ更新等により制作中である場合もありますが、情報を提供していきますので、ためにアクセス下さるようお願いいたします。